

# 建築士事務所登録申請手続き等についての留意点

## 変更届・廃業等届

### 変更手続きについて

- ・登録事項に変更が生じた日から2週間以内、所属建築士の変更は3ヵ月以内に届出が必要です。（建築士法第23条の5）

※法人役員の変更の際、登記簿謄本の貼付が必要です。登記の変更手続きが完了後に届出ください。その場合は、2週間を経過していても問題ありません。

- ・提出は1部です。控えが必要な場合は2部作成してください。その際、郵送でお手続きされる場合は、返信用の封筒を同封してください。

※個人⇄法人、1級⇄2級の登録変更は、現行の事務所を廃業し、新たに新規登録の手続きになります。

※個人登録の場合、登録申請者の変更はできません。現行の事務所を廃業し、新しい申請者で新規登録の手続きになります。

※所属建築士の資格の変更があった場合も変更届を提出してください。（所属建築士の変更）

※法人代表者（開設者）の変更の場合は、変更後の代表者名（開設者）でお手続きをしてください。

### 変更に伴う必要書類一覧

必要書類		登録事項 変更届	役員名簿	所属建築 変更事項	略歴書 <登録申請者>	略歴書 <管理建築士>	誓約書	修了証 (写)	定款 (写)	謄本	
		第12号様式	別紙1	別紙2	添付書類(口)	添付書類 (口)の2	貼付書類 (ハ)	管理建築 士講習			
変更内容	登録事項	事務所名称	○								
		事務所所在地	○								
	法人	商号	○			○		○		○	登記簿 謄本
		所在地	○								登記簿 謄本
		代表者	○	○		○		○			登記簿 謄本
		役員	○	○							登記簿 謄本
	個人	氏名(改姓)	○								戸籍 謄本
		所在地	○								
		管理建築士の変更	○		○		○		○		
		管理建築士の改姓	○								戸籍 謄本
		所属建築士の変更	○		○						

※登記簿謄本は、法務局発行から3ヵ月以内としてください。提出は、正本・副本ともに写しでも可。

※改姓の際に提出いただく戸籍謄本につきましては、変更済みの建築士免許証を提出いただければ省略可。

——申請書類への押印が令和3年4月1日で廃止されました。——

### 建築士事務所登録事項変更届（第12号様式）

- ・変更をする項目の「変更」欄の「有」を○で囲み、従前の登録事項と変更後の登録事項の両方を記載してください。変更の無い項目は「無」を○で囲み、従前の登録事項は記載不要です。
- ・法人の役員の変更は「別紙1」、所属建築士の変更は「別紙2」を合わせて提出してください。
- ・「理由」「変更年月日」を記載してください。

### 別紙1 役員名簿

- ・変更前、変更後の役員全員を記載してください。（監査役は記載不要）

### 別紙2 所属建築士変更事項

- ・所属建築士の増員は、「1. 新たに所属建築士になった者」の欄に記載してください。
- ・所属建築士を外れる場合は、「2. 現行の所属建築士及び所属建築士を外れた建築士」の欄に、現在の所属建築士全員を記載し、外れる建築士のみ「所属を外れた年月日」を記載してください。

### 廃業等の届出について

- ・建築士事務所が、下記の1~5に該当することになった場合、それぞれの届出者により、廃業後30日以内に廃業届の提出が必要です。（建築士法第23条の7）その際、登録済みの副本を貼付してください。

- |                              |             |
|------------------------------|-------------|
| 1. 建築士事務所にかかる業務を廃止した時        | 届出者：開設者     |
| 2. 建築士事務所の開設者が死亡したとき         | 届出者：相続人     |
| 3. 建築士事務所の開設者が破産したとき         | 届出者：破産管財人   |
| 4. 法人が合併による解散をしたとき           | 届出者：役員であった者 |
| 5. 法人が破産または合併以外の事由による解散をしたとき | 届出者：清算人     |